



# 和歌山県報

発行 和 歌 山 県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項)	(取扱課室名)	ページ
○ 訓令		
*3 事務決裁規程の一部を改正する訓令	(行政改革課)	..... 1
*4 地方機関事務決裁規程の一部を改正する訓令	( " )	..... 8
*5 旅券事務長設置に伴う事務決裁等の特別取扱規程の一部を改正する訓令	( " )	..... 16
*6 検査・技術支援課分室長の事務決裁等の特別取扱規程の一部を改正する訓令	( " )	..... 17

## 訓 令

### 和歌山県訓令第3号

庁中一般

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事務決裁規程の一部を改正する訓令

事務決裁規程（昭和62年和歌山県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「、国体推進監」及び「、監察査察参事」を削る。

別表第1部長専決事項の欄6及び7を削り、同欄8を同欄6とし、同欄9から同欄17までを同欄7から同欄15までとし、同欄15の次に次のように加える。

16 行政不服審査法（平成26年法律第68号）に関する次のこと。

- (1) 執行停止（第25条第2項、第3項。執行停止をしない決定に限る。）
- (2) 裁決（第24条に基づく裁決を含み、裁決の主文が行政不服審査会等又は審議会等の答申書と異なる内容である場合を除く。）

別表第1部長専決事項の欄18を同欄17とし、同欄19中「和歌山県職員勤務発明規程」を「和歌山県職務発明規程」に改め、同欄19（1）中「異議申し立て」を「異議申立て」に改め、同欄19を同欄18とし、同欄20を同欄19とし、同欄21を同欄20とし、同欄に次のように加える。

21 県が主催する行事において贈呈する知事賞（品評会、競技会等の成績優秀者をたたえるもの等被受賞者の選定において裁量の無いものをいう。以下同じ。）に関すること。

別表第1局長専決事項の欄42中「和歌山県職員勤務発明規程」を「和歌山県職務発明規程」に改め、同欄42（1）中「職務発明」を「職務発明等」に改め、「及び権利承継の決定（特許権の承継に関する決定を除く。）」を削り、同欄42（3）中「職務発明」を「職務発明等」に、「勤務発明」を「発明等」に改め、同欄42（4）中「第15条第1項」を「第16条」に改め、同欄42（5）中「勤務発明審査会」を「発明審査会」に改め、同欄に次のように加える。

44 県以外の団体等が主催する行事において贈呈する知事賞に関すること。

別表第1課長専決事項の欄42を同欄43とし、同欄15から同欄41までを同欄16から同欄42までとし、同欄14（1）中「（西牟婁振興局及び東牟婁振興局管内で施行される工事に係るものを除く。）」を削り、「第9条」を「第5条」に改め、同欄14（2）中「第11条」を「第10条」に改め、同欄14（3）中「修補指示報告書及び修補完了報告書」を「現地調査修補完了報告書」に、「並びに修補通知」を「及び現地調査修補通知」に、「第12条」を「第13条」に改め、同欄14を同欄15とし、同欄13の次に次のように加える。

14 行政不服審査法に関する次のことを除くもの

- (1) 執行停止及びその取消し (第25条、第26条)
- (2) 裁決 (第45条、第46条、第47条、第49条)

別表第1課長専決事項の欄に次のように加える。

44 和歌山県情報公開条例 (平成13年和歌山県条例第2号) 第20条に規定する審査請求に係る和歌山県情報公開審査会への諮問に関すること。

45 和歌山県個人情報保護条例 (平成14年和歌山県条例第66号) 第40条に規定する審査請求に係る和歌山県個人情報保護審議会への諮問に関すること。

別表第1備考中「22」を「23」に改める。

別表第2広報課の表広報課の項課長専決事項の欄4を削る。

別表第2総務部の表総務学事課の項中「総務学事課」を「総務課」に改め、同項部長専決事項の欄1を削り、同項局長専決事項の欄1及び2を削り、同欄3を同欄1とし、同欄4及び5を削り、同項課長専決事項の欄1及び2を削り、同欄3を同欄1とし、同欄4から同欄6までを同欄2から同欄4までとし、同表行政改革課の項局長専決事項の欄に次のように加える。

2 行政不服審査法に関する次のこと。

- (1) 審理員候補者名簿の作成及び公表 (第17条)

3 和歌山県行政不服審査法施行細則 (平成28年和歌山県規則第48号) に関する次のこと。

- (1) 委員の全員が新たに任命されたときの審査会の招集 (第8条)

別表第2総務部の表職員厚生室の項課長専決事項の欄1中「及び子ども手当」を削り、同表税務課の項部長専決事項の欄1を削り、同項課長専決事項の欄1 (4) を削り、同表市町村課の項部長専決事項の欄3

(2) 中「、第14条の2」を「及び第14条の2」に改め、同欄4を削り、同項課長専決事項の欄1 (1) を次のように改める。

- (1) 普通地方公共団体の連携協約の締結又は変更若しくは廃止の届出の受理 (第252条の2第2項及び第4項)

別表第2総務部の表市町村課の項課長専決事項の欄1 (2) 中「設置」の次に「又は協議会の組織等の変更若しくは廃止」を、「第252条の2第2項」の次に「及び第252条の6」を加え、同欄1 (3) を削り、同欄1 (4) 中「共同設置」の次に「又は共同設置の組織等の変更若しくは廃止」を加え、同欄1 (4) を同欄1 (3) とし、同欄1 (3) の次に次のように加える。

- (4) 普通地方公共団体の事務の委託又は委託した事務の変更若しくは事務の委託の廃止の届出の受理 (第252条の14第3項)

別表第2総務部の表市町村課の項課長専決事項の欄1 (5) を削り、同欄1 (4) の次に次のように加える。

- (5) 普通地方公共団体の事務の代替執行又は代替執行事務の変更若しくは事務の代替執行の廃止の届出の受理 (第252条の16の2第3項)

別表第2総務部の表市町村課の項課長専決事項の欄1 (6) 中「、第288条」を「及び第288条」に改め、同欄1 (6) を同欄1 (7) とし、同欄1 (5) の次に次のように加える。

- (6) 市町村の財務事務に関する実地調査 (第252条の17の6第2項)

別表第2総務部の表市町村課の項課長専決事項の欄3中「第226号」を「第211号」に改め、同欄3 (1) 中「第17条」を「第17条第1項」に改め、同欄3 (2) 中「検査」の次に「及び報告」を加え、「第17条の3」を「第17条の3第2項」に改め、同欄4 (1) 中「第10条」を「第6条」に改め、同欄4 (2) 中「用いた」を「用いる」に、「検査」を「審査及び送付」に、「第11条第4項」を「第7条第2項」に改め、同欄5中「市町村」を「道路交通法 (昭和35年法律第105号) 附則第16条の規定に基づく市町村」に、「交通安全対策特別交付金」を「交通安全対策特別交付金」に改め、同欄6 (1) 中「、報告の請求、技術的な援助及び助言」を削り、「第10条」を「第10条第2項」に改め、同欄6に次のように加える。

- (2) 市町村に対する報告の請求、技術的な援助及び助言 (第10条第3項)

別表第2総務部の表市町村課の項課長専決事項の欄7中「に関する次のこと。」を「第114条、第117条第1項及び第118条に規定する自衛官又は自衛官候補生の募集に関する告示」に改め、同欄7 (1) を削り、同欄11中「第30条の37」を「(昭和42年法律第81号) 第30条の32」に改める。

別表第2企画部の表企画総務課の項の次に次のように加える。

<p>文化 学術 課</p>		<p>1 学校教育法（昭和22年法律第26号）に関する次のこと。                  (1) 私立の学校の廃止及び設置者の変更、私立の特別支援学校の高等部における通信教育の開設及び廃止、私立高等学校の広域の通信制の課程に係る学則の変更並びに私立の学校の収容定員に係る学則の変更の認可（第4条）                  (2) 私立の専修学校の設置者の変更及び目的の変更の認可（第130条）                  (3) 私立の各種学校の設置者の変更及び収容定員に係る学則の変更の認可（第134条）                  2 私立学校法（昭和24年法律第270号）に関する次のこと。                  (1) 私立学校審議会への諮問（第8条）                  (2) 学校法人の寄附行為の補充（第32条）                  (3) 学校法人の寄附行為変更の認可（第45条）                  (4) 学校法人の解散の認可又は認定（第50条）                  (5) 学校法人の合併の認可（第52条）                  (6) 私立の学校への助成（第59条）                  (7) 学校法人の収益事業の停止命令（第61条）</p>	<p>1 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）に関する次のこと。                  (1) 高等学校等就学支援金の受給資格の認定（第4条）                  (2) 高等学校等就学支援金の支給停止（第8条）                  2 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号）に関する次のこと。                  (1) 高等学校等就学支援金の受給資格の消滅（第4条）                  (2) 高等学校等就学支援金の支給再開（第10条）                  (3) 高等学校等就学支援金の支給実績の証明（第12条）</p>
------------------------	--	---	--

別表第2企画部の表地域政策課の項局長専決事項の欄1 (1) 及び (2) 中「公示」を「公表」に改める。

別表第2環境生活部の表環境生活総務課の項部長専決事項の欄3を削り、同項局長専決事項の欄3を削り、同項課長専決事項の欄4を削り、同表循環型社会推進課の項部長専決事項の欄に次のように加える。

2 和歌山県リサイクル製品の認定及び利用の促進に関する条例（平成17年和歌山県条例第131号）に関する次のこと。

- (1) リサイクル製品の認定（第5条第3項）
- (2) 認定の取消し（第9条第1項）

別表第2環境生活部の表廃棄物指導室の項局長専決事項の欄に次のように加える。

4 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に関する次のこと。  
 (1) 再資源化等の実施に関する助言又は勧告（第19条）

別表第2環境生活部の表廃棄物指導室の項課長専決事項の欄に次のように加える。

5 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に関する次のこと。  
 (1) 発注者の申告及び必要な措置に関する受付（第18条第2項）

別表第2環境生活部の表食品・生活衛生課の項部長専決事項の欄10 (1) 中「第6条」を「第7条」に改め、同欄に次のように加える。

19 健康増進法（平成14年法律第103号）に関する次のこと。

(1) 誇大表示の禁止に係る内閣総理大臣への通知 (第32条第4項)

別表第2環境生活部の表食品・生活衛生課の項課長専決事項の欄8 (1) 中「第4条第2項」を「第7条第2項」に改め、同欄8 (2) 中「第9条第1項」を「第29条第1項」に改め、同表県民生活課の項課長専決事項の欄2 (1) 中「第4条第2項」を「第7条第2項」に改め、同欄2 (2) 中「第9条第1項」を「第29条第1項」に改め、同表NPO・県民活動推進室の項中「NPO・県民活動推進室」を「県民活動団体室」に改め、同項部長専決事項の欄に次のように加える。

2 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律 (平成18年法律第49号) に関する次のこと。

(1) 一般社団法人又は一般財団法人の公益認定 (第4条)

(2) 公益法人の変更の認定 (和歌山県公益認定等審議会が諮問を要しないものと認めたものを除く。) (第11条)

別表第2環境生活部の表NPO・県民活動推進室の項局長専決事項の欄に次のように加える。

2 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に関する次のこと。

(1) 公益法人の変更の認定 (和歌山県公益認定等審議会が諮問を要しないものと認めたものに限る。) (第11条)

(2) 合併による地位の承継の認可 (第25条)

(3) 公益法人に対する勧告及び措置命令 (第28条)

(4) 和歌山県公益認定等審議会への諮問 (第51条)

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律に関する次のこと。

(1) 公益目的支出計画の変更の認可 (第125条)

(2) 移行法人に対する勧告及び措置命令 (第129条)

(3) 移行法人の清算時の残余財産の帰属の承認 (第130条)

別表第2環境生活部の表備考中「NPO・県民活動推進室」を「県民活動団体室」に改める。

別表第2福祉保健部の表福祉保健総務課の項部長専決事項の欄3を削り、同項局長専決事項の欄1 (2) を削り、同欄1 (3) を同欄1 (2) とし、同欄1 (4) 中「業務及び財産状況の検査、改善命令」を「改善勧告、改善勧告に従わないときの公表、改善命令、業務の停止、役員了解職勧告及び弁明の機会の付与」に、「第56条」を「第56条第4項、第5項、第6項、第7項、第9項」に改め、同欄1 (4) を同欄1 (3) とし、同欄1 (5) を同欄1 (4) とし、同欄1 (4) の次に次のように加える。

(5) 関係都道府県知事等に対する協力要請 (第57条の2第2項)

別表第2福祉保健部の表福祉保健総務課の項局長専決事項の欄1 (11) を削り、同欄1 (12) を同欄1 (11) とする。

別表第2福祉保健部の表福祉保健総務課の項課長専決事項の欄1 (1) 中「(市町村社会福祉協議会に限る。)」を削り、「及び財産状況」を「、財産状況、帳簿等」に、「第56条」を「第56条第1項」に改め、同欄1に次のように加える。

(2) 立入検査証の発行 (第56条第2項)

(3) 社会福祉法人の定款の変更の認可 (第43条)

別表第2福祉保健部の表子ども未来課の項局長専決事項の欄4を削り、同欄5を同欄4とし、同欄6を削り、同欄7を同欄5とし、同欄8を同欄6とし、同欄9を同欄7とし、同項課長専決事項の欄1を削り、同欄2を同欄1とし、同欄3から同欄8までを同欄2から同欄7までとし、同表長寿社会課の項局長専決事項の欄1 (7) を同欄1 (12) とし、同欄1 (2) から同欄1 (6) までを同欄1 (7) から同欄1 (11) までとし、同欄1中「こと」の次に「(老人福祉に関するものに限る。)」を加え、同欄1 (1) の次に次のように加える。

(2) 社会福祉法人の仮理事の選任 (第39条の3)

(3) 社会福祉法人の改善勧告、改善勧告に従わない場合の公表、改善命令、業務の停止、役員了解職勧告及び弁明の機会の付与 (第56条第4項、第5項、第6項、第7項、第9項)

- (4) 社会福祉法人の公益事業又は収益事業の停止 (第57条)
- (5) 関係都道府県知事等に対する協力要請 (第57条の2第2項)
- (6) 社会福祉法人に対して助成した場合の予算等に係る勧告 (第58条第2項)

別表第2福祉保健部の表長寿社会課の項課長専決事項の欄1中「こと」の次に「(老人福祉に関するものに限る。)」を加え、同欄1(4)を同欄1(7)とし、同欄1(1)から同欄1(3)までを同欄1(4)から同欄1(6)までとし、同欄1に同欄1(1)から(3)までとして次のように加える。

- (1) 社会福祉法人の定款の変更の認可 (第43条)
- (2) 社会福祉法人の業務、財産状況、帳簿等の検査 (第56条第1項)
- (3) 立入検査証の発行 (第56条第2項)

別表第2福祉保健部の表長寿社会課の項課長専決事項の欄11を削り、同欄12を同欄11とし、同欄13から同欄16までを同欄12から同欄15までとし、同表障害福祉課の項部長専決事項の欄1(1)を削り、同欄1(2)を同欄1(1)とし、同欄2(3)を削り、同項局長専決事項の欄1(10)を削り、同欄5(5)を削り、同欄8(4)を削り、同欄8(5)を同欄8(4)とし、同欄8(6)を同欄8(5)とし、同欄9中「こと」の次に「(障害者及び障害児の福祉に関するものに限る。)」を加え、同欄9に次のように加える。

- (2) 社会福祉法人の仮理事の選任 (第39条の3)
- (3) 社会福祉法人の改善勧告、改善勧告に従わないときの公表、改善命令、業務の停止、役員了解職勧告及び弁明の機会の付与 (第56条第4項、第5項、第6項、第7項、第9項)
- (4) 社会福祉法人の公益事業又は収益事業の停止 (第57条)
- (5) 関係都道府県知事等に対する協力要請 (第57条の2第2項)
- (6) 社会福祉法人に対して助成した場合の予算等に係る勧告 (第58条第2項)
- (7) 第1種社会福祉事業施設の設置許可及び変更の許可 (第62条第2項、第63条第2項)
- (8) 施設を要しない第1種社会福祉事業の経営許可 (第67条第2項)
- (9) 第1種社会福祉事業施設経営者に対する最低基準の改善命令 (第71条)
- (10) 社会福祉事業経営者に対する許可の取消し等 (第72条)

別表第2福祉保健部の表障害福祉課の項課長専決事項の欄に次のように加える。

15 社会福祉法に関する次のこと (障害者及び障害児の福祉に関するものに限る。)

- (1) 社会福祉法人の業務、財産状況、帳簿等の検査 (第56条第1項)
- (2) 立入検査証の発行 (第56条第2項)
- (3) 社会福祉法人の定款の変更の認可 (第43条)

別表第2福祉保健部の表健康推進課の項部長専決事項の欄2(1)中「第2条第7項」を「第2条第7号」に改め、同項局長専決事項の欄2中「(平成14年法律第103号)」を削り、同欄8(2)中「第19条の3」を「第19条第3項」に改め、同欄12から16までを削り、同項課長専決事項の欄9から同欄12までを削り、同課の項の次に次のように加える。

国 民 健 康 保 険 室	<p>1 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に関する次のこと。</p> <p>(1) 国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会の規約の変更、借入金の借入れ及びその方法並びに借入金の利率及び償還方法、収入支出の予算及び準備金その他重要な財産処分についての認可等(第27条、第86条)</p> <p>(2) 保険者と保険医療機関との契約の認可(第45条第3項)</p> <p>(3) 国民健康保険診療報酬審査</p>	<p>1 国民健康保険法に関する次のこと。</p> <p>(1) 国民健康保険事業の指導(第4条第2項)</p> <p>2 高齢者の医療の確保に関する法律に関する次のこと。</p> <p>(1) 和歌山県後期高齢者医療広域連合又は市町村に対する必要な助言等の実施(第133条第1項)</p> <p>(2) 条例の制定又は改廃の協議(第133条第2項)</p> <p>3 国民健康保険法及び高齢者の</p>
---------------------------------	---	--

	委員会の委員の委嘱 (第88条第2項) (4) 国民健康保険診療報酬審査委員会の行為に係る承認 (第89条第1項) 2 国民健康保険に係る国庫負担金及び補助金の交付決定に関すること。 3 後期高齢者医療に係る国庫負担金及び補助金の交付決定に関すること。 4 老人保健に係る国庫負担金及び補助金の交付決定に関すること。	医療の確保に関する法律に基づく保険医療機関等の指導及び監査に関すること。 4 国民健康保険及び後期高齢者医療制度に関する柔道整復師の受領委任取扱いの登録及び承諾に関すること。
--	--	--

別表第2福祉保健部の表に備考として次のように加える。

備考 国民健康保険室においては、「課長専決事項」を「室長の専決事項」と読み替える。

別表第2商工観光労働部の表商工振興課の項局長専決事項の欄3 (4) を削り、同欄3 (5) を同欄3 (4) とする。

別表第2農林水産部の表果樹園芸課の項局長専決事項の欄に次のように加える。

5 農産物検査法 (昭和26年法律第144号) に関する次のこと。

(1) 登録検査機関の登録、変更登録及び公示 (第17条、第19条)

別表第2農林水産部の表果樹園芸課の項課長専決事項の欄に次のように加える。

7 農産物検査法に関する次のこと。

(1) 登録検査機関の登録の更新及び公示 (第18条)

別表第2農林水産部の表林業振興課の項課長専決事項の欄5 (1) 中「認定」の次に「(計画区域が2以上の振興局にまたがるものに限る。)」を加え、同欄6 (1) 中「取消し」の次に「(5 (1) で認定したものに限る。)」を加え、同表森林整備課の項局長専決事項の欄2中「木の国森づくり事業」を「森林環境保全整備事業」に改め、同項課長専決事項の欄9及び欄10を削り、同欄11を同欄9とし、同欄12から同欄15までを同欄10から同欄13までとする。

別表第2県土整備部の表技術調査課の項の次に次のように加える。

検査・技術支援課	1 他の地方公共団体、公社、公団、国、鉄道事業者、NTT等との委託又は受託事業の協定 (協定金額5億円以上のものを除く。) に関すること。	
----------	---	--

別表第2県土整備部の表砂防課の項部長専決事項の欄3 (1) 中「第6条第6項」を「第7条第6項」に、「第6条第1項」を「第7条第1項」に改め、同欄3 (2) 中「第8条第9項」を「第9条第9項」に、「第8条第1項」を「第9条第1項」に改め、同欄3 (3) 中「第29条第1項」を「第31条第1項」に改め、同欄3を同欄4とし、同欄2を同欄3とし、同欄1を同欄2とし、同欄に同欄1として次のように加える。

1 砂防法 (明治30年法律第29号) に関する次のこと。

(1) 砂防指定地の指定及び解除についての進達 (第2条)

別表第2県土整備部の表砂防課の項局長専決事項の欄1中「砂防法 (明治30年法律第29号)」を「砂防法」に改め、同欄2中「砂防行政監督令 (大正15年勅令第291号)」を「砂防法施行規程 (明治30年勅令第382号)」に、同欄2 (1) 中「第2条」を「第8条の3」に改め、同欄7 (2) 中「第6条第6項」を「第7条第6項」に、「第6条第3項」を「第7条第3項」に、「第8条第3項」を「第9条第3項」に改め、同欄7 (3) 中

「第26条第1項」を「第28条第1項」に改め、同項課長専決事項の欄8 (1) 中「第9条第1項、第15条第1項」を「第10条第1項、第16条第1項」に改め、同欄8 (2) 中「第14条」を「第15条」に改め、同欄8 (3) 中「第17条第3項」を「第18条第3項」に改め、同欄8 (4) 中「第20条第1項」を「第21条第1項」に改め、同欄に次のように加える。

9 和歌山県土砂災害啓発センターに属する職員に係る地方公務員の育児休業等に関する法律に関する次のこと。

- (1) 部分休業の承認 (第19条第1項)
- (2) 部分休業の取消し (第19条第3項)

別表第2県土整備部の表都市政策課の項部長専決事項の欄1から3までを削り、同項局長専決事項の欄7 (5) を同欄7 (6) とし、同欄7 (4) 中「、附則第3項」を削り、同欄7 (4) を同欄7 (5) とし、同欄7 (3) 中「第5条第2項」を「第5条第4項」に改め、同欄7 (3) を同欄7 (4) とし、同欄7 (2) 中「第5条第1項」を「第5条第3項」に改め、同欄7 (2) を同欄7 (3) とし、同欄7 (1) の次に次のように加える。

- (2) 景観支障状態の建築物所有者等への指導 (第5条第1項)

別表第2県土整備部の表都市政策課の項局長専決事項の欄8中「土地区画整理法」を「土地区画整理法 (昭和29年法律第119号)」に改め、同欄12中「都市再開発法」を「都市再開発法 (昭和44年法律第38号)」に改め、同表建築住宅課の項局長専決事項の欄2 (4) から (7) までを削り、同欄2 (8) を同欄2 (4) とし、同欄2 (9) を同欄2 (5) とし、同項課長専決事項の欄1 (1) 及び (7) 中「承認」を「認定」に改め、同欄1に次のように加える。

- (9) 指定確認検査機関の指定の公示 (第77条の21第1項)
- (10) 指定確認検査機関の名称等の変更の届出及び公示 (第77条の21第2項、第3項)
- (11) 指定確認検査機関の業務区域の増加の認可 (第77条の22第1項)
- (12) 指定確認検査機関の業務区域の減少の届出 (第77条の22第2項)
- (13) 指定確認検査機関の業務区域の変更の公示 (第77条の22第4項)
- (14) 指定確認検査機関の指定の更新 (第77条の23第1項)
- (15) 指定確認検査機関の確認検査業務規程の認可 (第77条の27第1項)
- (16) 指定確認検査機関の確認検査業務規程の変更命令 (第77条の27第3項)
- (17) 指定確認検査機関に対する監督上必要な措置命令及び公示 (第77条の30)

別表第2県土整備部の表建築住宅課の項課長専決事項の欄2に次のように加える。

- (4) 二級建築士等登録事務規程の変更の認可 (第10条の9第1項、第10条の20第3項)
- (5) 二級建築士等試験事務規程の変更の認可 (第10条の9第1項、第15条の6第3項)
- (6) 事務所登録等事務規程の変更の認可 (第10条の9第1項、第26条の3第3項)
- (7) 二級及び木造建築士試験に係る県指定試験機関の事業計画等の認可等 (第10条の10、第15条の6第3項)

別表第2県土整備部の表建築住宅課の項課長専決事項の欄に次のように加える。

29 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 (平成27年法律第53号) に関する次のこと。

- (1) 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定 (第29条第1項)
- (2) 建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定 (第31条第1項)
- (3) 報告の徴収 (第32条)
- (4) 改善命令 (第33条)
- (5) 計画の認定の取消し (第34条)
- (6) 建築物のエネルギー消費性能に係る認定 (第36条第1項)
- (7) 認定の取消し (第37条)
- (8) 報告及び検査 (第38条)

別表第2県土整備部の表公共建築課の項課長専決事項の欄2 (9) 中「徴収」を「徴取」に改め、同表港

湾空港課の項中「港湾空港課」を「港湾空港振興課」に改める。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

和歌山県訓令第4号

庁 中 一 般  
各 地 方 機 関

地方機関事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

地方機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

地方機関事務決裁規程（昭和63年和歌山県訓令第7号）の一部を次のように改正する。

第4条中「看護部長」を「各部長」に改める。

第8条第1項の表振興局の部建設部近畿自動車道紀南高速事務所長の項を削り、同表こころの医療センターの部看護部長の項を次のように改める。

部長	副部長をおく部にあっては主務副部長、その他の部にあっては部長の指名する職員	
----	---------------------------------------	--

別表第1専決事項の欄8中「職員」の次に「（和歌山県土砂災害啓発センターに属する職員を除く。）」を加える。

別表第2環境衛生研究センター所長の項専決事項の欄2中「和歌山県職員勤務発明規程」を「和歌山県職務発明規程」に改め、同欄2（1）中「職務発明」を「職務発明等」に改め、「及び権利承継の決定（特許権の承継に関する決定を除く。）」を削り、同欄2（3）中「職務発明」を「職務発明等」に、「勤務発明」を「発明等」に改め、同欄2（5）中「勤務発明審査会」を「発明審査会」に改め、同表保健所長の項専決事項の欄1中「和歌山県特定疾患・小児慢性特定疾患対策事業」を「和歌山県特定疾患・小児慢性特定疾病医療費支給事業」に改め、同欄に次のように加える。

6 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）に関する次のこと。

- (1) 特定医療費受給者証の変更交付（自己負担上限額及び適用区分の変更を除く。）に関すること。  
（第10条第3項）

7 難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成26年厚生労働省令第121号）に関する次のこと。

- (1) 特定医療費受給者証の再交付（第26条）

8 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に関する次のこと。

- (1) 第12条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による医師からの届出の受理
- (2) 第13条第1項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定による獣医師からの届出の受理
- (3) 第13条第2項の規定による動物所有者からの届出の受理
- (4) 第14条第2項の規定による指定届出機関からの届出の受理
- (5) 第15条第1項の規定による質問又は調査
- (6) 第15条第3項の規定による検体若しくは感染症の病原体の提出又は採取
- (7) 第16条の3第1項及び第3項の規定による検体の提出若しくは採取の勧告又は当該勧告に係る検査のための検体の採取



- (8) 第16条の3第5項及び第6項（第23条、第44条の7第9項、第45条第3項、第49条において準用する場合を含む。）の規定による書面による通知又は書面の交付
- (9) 第17条第1項及び第2項の規定による健康診断の勧告又は措置
- (10) 第18条第1項及び第4項の規定による就業制限に関する通知又は確認
- (11) 第19条（第26条において準用する場合を含む。）の規定による入院の勧告、措置又は入院先の変更
- (12) 第20条（第26条において準用する場合を含む。）の規定による入院の勧告、措置、入院先の変更及び期間の延長、協議会の意見聴取、意見を述べる機会の付与又は聴取書の受理
- (13) 第21条（第26条において準用する場合を含む。）の規定による患者の移送
- (14) 第22条（第26条において準用する場合を含む。）の規定による退院に係る措置又は確認
- (15) 第24条第1項の規定による協議会への諮問
- (16) 第24条の2の規定による苦情の申出の受理及び通知
- (17) 第26条の3第1項及び第3項の規定による検体又は感染症の病原体の提出命令又は収去
- (18) 第26条の4第1項及び第3項の規定による検体の提出若しくは採取命令又は当該命令に係る検査のための検体の採取
- (19) 第27条の規定による消毒の命令又は指示
- (20) 第28条の規定によるねずみ族等の駆除の命令又は指示等
- (21) 第29条の規定による物件に係る移動の制限等の命令又は指示等
- (22) 第30条の規定による死体の移動の制限若しくは禁止又は埋葬に係る許可
- (23) 第31条の規定による生活の用に供される水の使用若しくは給水の制限若しくは禁止又は生活の用に供される水の供給に関する市町村への指示
- (24) 第32条の規定による建物への立入りの制限若しくは禁止又は建物に係る措置
- (25) 第33条の規定による交通の制限又は遮断
- (26) 第35条第1項の規定による質問又は調査
- (27) 第36条（第50条第5項及び第6項において準用する場合を含む。）の規定による措置の実施に係る通知、書面の交付又は掲示
- (28) 第37条の規定による申請の受理及び医療費負担の決定
- (29) 第37条の2の規定による申請の受理及び医療費負担の決定
- (30) 第43条第1項の規定による報告の徴収又は帳簿書類の検査
- (31) 第43条第2項の規定による診療報酬の支払の一時差止め又は差止め
- (32) 第44条の3第1項の規定による報告の徴収
- (33) 第44条の3第2項の規定による協力の依頼
- (34) 第44条の3第4項（第50条の2第4項の規定において準用する場合を含む。）の規定による食事の提供等
- (35) 第44条の3第5項（第50条の2第4項の規定において準用する場合を含む。）の規定による実費の徴収
- (36) 第44条の7第1項及び第3項の規定による検体の提出若しくは採取の勧告又は当該勧告に係る検査のための検体の採取
- (37) 第45条の規定による健康診断の勧告又は措置
- (38) 第46条の規定による入院の勧告、措置、期間の延長、意見を述べる機会の付与又は聴取書の受理
- (39) 第47条の規定による新感染症の所見のある者の移送
- (40) 第48条第1項の規定による退院に係る措置
- (41) 第48条第4項の規定による新感染症を公衆にまん延させるおそれがないかどうかの確認
- (42) 第50条第1項の規定による第26条の3第1項及び第3項、第26条の4第1項及び第3項、第27条から第3

3条まで並びに第35条第1項に規定する措置

- (43) 第50条の2第1項の規定による報告の徴収
- (44) 第50条の2第2項の規定による協力の依頼
- (45) 第53条の10の規定による結核患者の届出の通知

別表第2保健所長の項の次に次のように加える。

土砂災害啓発センター所長	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 土砂災害に対する知識の普及啓発及び研究活動に関すること。</li> <li>2 各種の調査研究及び分析の結果の発表に関すること。</li> <li>3 土砂災害に係る情報発信に関すること。</li> <li>4 土砂災害啓発センターの教育啓発の展示に伴う管理運営に関すること</li> </ul>
--------------	---

別表第2和歌山下津港湾事務所長の項専決事項の欄6 (1) 中「第9条」を「第5条」に改め、同欄6 (2) 中「第11条」を「第10条」に改め、同欄6 (3) 中「修補指示報告書及び修補完了報告書」を「現地調査修補完了報告書」に、「並びに修補通知」を「及び現地調査修補通知」に、「第12条」を「第13条」に改め、同表南紀白浜空港管理事務所長の項専決事項の欄6 (1) 中「第9条」を「第5条」に改め、同欄6 (2) 中「第11条」を「第10条」に改め、同欄6 (3) 中「修補指示報告書及び修補完了報告書」を「現地調査修補完了報告書」に、「並びに修補通知」を「及び現地調査修補通知」に、「第12条」を「第13条」に改め、同表新宮保健所串本支所長の項専決事項の欄1中「和歌山県特定疾患・小児慢性特定疾患対策事業」を「和歌山県特定疾患・小児慢性特定疾病医療費支給事業」に改め、同欄6を同欄8とし、同欄5の次に次のように加える。

- 6 難病の患者に対する医療等に関する法律に関する次のこと。
  - (1) 特定医療費受給者証の変更交付（自己負担上限額及び適用区分の変更を除く。）に関すること。  
(第10条第3項)

- 7 難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則に関する次のこと。
  - (1) 特定医療費受給者証の再交付（第26条）

別表第2備考中「漁港海岸工事、土木工事、港湾工事その他これらに類する工事並びに当該工事に係る調査、測量、設計及び監理の業務の委託及び換地処分業務の委託」を「和歌山県工事検査規程（平成14年和歌山県訓令第21号）第2条に定める「県工事等」」に改める。

別表第3第1号の表部長の項専決事項の欄9、11及び12中「、有田振興局建設部湯浅御坊高速事務所長及び西牟婁振興局建設部近畿自動車道紀南高速事務所長」を「及び有田振興局建設部湯浅御坊高速事務所長」に改め、同欄13及び14中「、有田振興局建設部湯浅御坊高速事務所長及び西牟婁振興局建設部近畿自動車道紀南高速事務所長」を「及び有田振興局建設部湯浅御坊高速事務所長」に、「、有田振興局建設部湯浅御坊高速事務所及び西牟婁振興局建設部近畿自動車道紀南高速事務所」を「及び有田振興局建設部湯浅御坊高速事務所」に改め、同欄26 (1) 中「第9条」を「第5条」に改め、同欄26 (2) 中「第11条」を「第10条」に改め、同欄26 (3) 中「修補指示報告書及び修補完了報告書」を「現地調査修補完了報告書」に、「並びに修補通知」を「及び現地調査修補通知」に、「第12条」を「第13条」に改め、同表地域振興部長の項専決事項の欄12 (8) 中「第26条第2項」を「第26条第3項」に改め、同欄12 (8) を同欄12 (13) とし、同欄12 (7) を同欄12 (12) とし、同欄12 (6) を同欄12 (10) とし、同欄12 (10) の次に次のように加える。

- (11) 旅行業者登録簿等の閲覧（第21条）

別表第3第1号の表地域振興部長の項専決事項の欄12 (5) を同欄12 (7) とし、同欄12 (7) の次に次のように加える。

- (8) 旅行業者の事業廃止に係る届出の受理（第15条）
- (9) 営業保証金の不足額の供託に係る届出の受理（第18条第2項、第22条の15第4項、第22条の22第2項）

別表第3第1号の表地域振興部長の項専決事項の欄12 (4) の次に次のように加える。

- (5) 営業保証金の供託に係る届出の受理 (第7条)
- (6) 取引額の報告の受理 (第10条)

別表第3第1号の表地域振興部長の項専決事項の欄15から103までを削り、同欄104中「企画部地域振興局過疎対策課の所掌に係る事業の」を「本庁各課の所掌に係る事業について、当該主務課からの依頼に基づき振興局地域振興部において実施する」に改め、同欄104を同欄15とし、同欄105から112までを削り、同表健康福祉部長の項専決事項の欄1 (2) を同欄1 (3) とし、同欄1 (1) の次に次のように加える。

- (2) 損害賠償請求権 (第76条の2)

別表第3第1号の表健康福祉部長の項専決事項の欄2 (2) を同欄2 (3) とし、同欄2 (1) の次に次のように加える。

- (2) 損害賠償請求権 (生活保護法第76条の2)

別表第3第1号の表健康福祉部長の項の次に次のように加える。

農林水産  
振興部長

- 1 農業振興地域の整備に関する法律 (昭和44年法律第58号) に関する次のこと。
  - (1) 市町村農業振興地域整備計画の変更の協議及び同意 (第13条第3項)
- 2 農業災害補償法 (昭和22年法律第185号) に関する次のこと。
  - (1) 農業共済組合等からの業務又は会計に関する報告の徴収及び検査 (第142条の2)
- 3 農業協同組合法 (昭和22年法律第132号) に関する次のこと。
  - (1) 農業協同組合の信用事業規程、共済規程、信託規程及び宅地等供給事業実施規程の変更の承認 (農業協同組合の区域が2以上の所管区域にまたがるものを除く。) (第11条第3項、第11条の7第3項、第11条の23第3項、第11条の29第3項)
  - (2) 農業協同組合の定款変更の認可 (農業協同組合の区域が2以上の所管区域にまたがるものを除く。) (第44条第2項)
- 4 農業改良助長法 (昭和23年法律第165号) に関する次のこと。
  - (1) 協同農業普及事業の実施 (第7条)
- 5 主要農作物種子法 (昭和27年法律第131号) に関する次のこと。
  - (1) ほ場の指定 (第3条)
  - (2) ほ場審査及び生産物審査 (第4条第3項)
  - (3) ほ場審査証明書及び生産物審査証明書の交付 (第5条)
- 6 農薬取締法 (昭和23年法律第82号) に関する次のこと。
  - (1) 農薬販売業者の届出の受理 (第8条)
  - (2) 立入検査及び農薬等の集取 (第13条)
- 7 肥料取締法 (昭和25年法律第127号) に関する次のこと。
  - (1) 肥料販売業者の届出の受理 (第23条)
  - (2) 立入検査及び肥料等の収去 (第30条)
- 8 和歌山県卸売市場条例 (昭和47年和歌山県条例第9号) に関する次のこと。
  - (1) せり人の届出 (第15条)
- 9 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (平成14年法律第88号) に関する次のこと。
  - (1) 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可及び措置命令等 (農林水産業に係る被害の防止を目的としないもの又は捕獲等若しくは採取等の区域が2以上の振興局の所管区域にまたがるものを除く。) (第9条、第10条)
  - (2) 狩猟免許試験の実施運営 (第41条関係)
  - (3) 狩猟免許の交付 (狩猟免許を更新するものに限る。) (第43条)
  - (4) 狩猟免許更新適性試験及び更新講習の実施並びに狩猟免許の更新 (第51条)
  - (5) 狩猟者登録の実施 (県外に住所を有する者からの申請を除く。) (第57条)
- 10 養蜂振興法 (昭和30年法律第180号) に関する次のこと。
  - (1) 養蜂業者の届出の受理 (第3条)
  - (2) 蜜蜂転飼許可 (第4条)
- 11 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律 (昭和29年法律第182号) に関する次のこと。
  - (1) 酪農事業施設の設置の承認及び変更承認 (第10条、第12条)
- 12 蜜蜂転飼条例 (昭和41年和歌山県条例第42号) の施行に関すること。
- 13 漁船法 (昭和25年法律第178号) に関する次のこと。
  - (1) 漁船の建造、改造又は転用の許可 (第4条第1項第4号、第2項)
  - (2) 漁船の工事完成後の認定 (漁業法第66条第1項の規定による許可漁業に係るものを除く。) (第8条)
  - (3) 漁船の登録及び登録票の交付 (第10条、第12条)
  - (4) 登録した漁船及び登録票の検認 (第13条)

- (5) 漁船の登録簿本の交付 (第21条)
- 14 小型漁船の総トン数の測度に関する政令 (昭和28年政令第259号) に関する次のこと。
  - (1) 小型漁船の総トン数の測度 (漁業法第66条第1項の規定による許可漁業に係るものを除く。) (第1条)
- 15 遊漁船業の適正化に関する法律 (昭和63年法律第99号) に関する次のこと。
  - (1) 遊漁船業者の登録の実施、登録の拒否、登録の抹消及び登録の取消し (第5条、第6条、第10条、第19条)
  - (2) 登録申請書記載事項の変更の届出及び廃業等の届出の受理 (第7条、第9条)
  - (3) 業務規程及びその変更の届出の受理 (第11条)
  - (4) 遊漁船業者への業務改善命令 (第18条)
- 16 和歌山県漁業調整規則 (平成17年和歌山県規則第67号) に関する次のこと。
  - (1) 漁業の許可及び起業の認可 (第7条第2号ウからオまで、キからコまで及びシからセまでの規定に係るものに限る。) (第7条、第10条、第16条、第21条、第22条)
  - (2) 漁場内の岩礁破碎等の許可 (第43条)
- 17 和歌山県内水面漁業調整規則 (平成16年和歌山県規則第55号) に関する次のこと。
  - (1) 水産動植物の採捕の許可 (第6条)
- 18 水産増殖事業補助に係る事業の立会い及び立入検査等に関すること。
- 19 水産業協同組合法 (昭和23年法律第242号) に関する次のこと。
  - (1) 信用事業規程の変更の認可 (第11条の4第3項)
  - (2) 共済規程の変更の認可 (第15条の2第2項)
  - (3) 組合の定款変更の認可 (第48条第2項)
  - (4) 組合の業務又は会計の状況の検査 (第123条第2項、第3項)
- 20 水産業協同組合法施行細則 (平成19年和歌山県規則第3号) の規定による報告の受理に関すること。
- 21 漁業近代化資金 (漁業振興資金を除く。) の利子補給の承認 (1件の総事業費2,000万円未満のものに限る。) に関すること。
- 22 和歌山県河川流出物等回収事業の補助金の交付決定に関すること。
- 23 和歌山県漁場クリーンアップ事業の補助金の交付決定に関すること。
- 24 農地法 (昭和27年法律第229号) に関する次のこと。
  - (1) 農地転用の許可 (同一の事業の目的に供するため20,000平方メートルを超える農地を農地以外のものにする場合を除く。) (第4条第1項)
  - (2) 農地又は採草放牧地の転用のための所有権の移転又は地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃貸借若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転の許可 (権利を取得する者が同一の事業の目的に供するため20,000平方メートルを超える農地について権利を取得する場合を除く。) (第5条第1項)
  - (3) 違反転用に対する処分 (同一の事業の目的に供するため20,000平方メートルを超える農地又は採草放牧地を転用する場合を除く。) (第5条)
- 25 農地法第2条に規定する農地に該当しない旨の証明
- 26 農地の競売適格者証明 (農地法施行法 (昭和27年法律第230号) 第14条に規定する支払金の徴収を要するものを除く。) に関すること。
- 27 農地法施行法第2条から第4条までの規定による登記 (未墾地のうち県が買収売渡計画を樹立したものに係るものを除く。) に関すること。
- 28 自作農財産の管理に関すること。
- 29 森林法 (昭和26年法律第249号) に関する次のこと。
  - (1) 民有林及び保安林における監督処分 (第10条の3、第38条)
  - (2) 森林経営計画 (森林施業計画) の認定 (第19条第1項第1号に掲げる場合に限る。 (3) から (7) までにおいて同じ。) (第11条第5項)
  - (3) 森林経営計画 (森林施業計画) の変更の認定 (第12条第3項)
  - (4) 森林経営計画 (森林施業計画) を変更すべき旨の通知 (第13条)
  - (5) 森林の伐採等の届出の受理 (第15条)
  - (6) 森林経営計画 (森林施業計画) の認定の取消し (第16条)
  - (7) 包括承継の届出の受理 (第17条第2項)
  - (8) 保安林予定森林及び解除予定保安林の掲示及び通知 (第30条、第30条の2)
  - (9) 保安林の指定及び指定の解除に係る通知 (第33条)
  - (10) 指定施業要件変更予定保安林の掲示及び通知 (第33条の3)
  - (11) 指定施業要件変更の通知 (第33条の3)
  - (12) 保安林における立木の伐採の許可及び当該許可に係る伐採の届出の受理 (第34条第1項、第8項)
  - (13) 保安林内の土地の形質変更の認可 (第34条第2項)
  - (14) 保安施設地区予定地の掲示及び通知 (第44条)
  - (15) 保安施設地区の指定及び指定の解除に係る通知 (第44条)

- (16) 保安施設地区に係る指定施業要件変更予定地の掲示及び通知 (第44条)
- (17) 保安施設地区に係る指定施業要件変更の通知 (第44条)
- (18) 森林法第189条に基づく掲示 (第189条)
- 30 森林法施行規則 (昭和26年農林省令第54号) に関する次のこと。
  - (1) 許可を要しない立木伐採の届出の受理 (第60条第1項第5号から第9号まで)
  - (2) 国有保安林における行為に係る協議 (第60条第1項第10号、第63条第1項第5号)
- 31 森林組合法 (昭和53年法律第36号) に関する次のこと。
  - (1) 信託規程及び林地処分事業実施規程の承認及び変更又は廃止の承認 (第10条、第24条)
  - (2) 林道の開設、改良又は復旧のための分担金の徴収の許可及び意見の聴取 (第25条)
- 32 森林組合法施行細則 (昭和53年和歌山県規則第93号) に関する次のこと。
  - (1) 倉荷証券の発行並びに団体協約及び専用契約の締結の報告の受理 (第8条)
  - (2) 総会又は総代会の招集の報告の受理 (第10条)
  - (3) 役員の変動の報告及び試算表の受理 (第12条、第13条)
  - (4) 森林組合法第43条に基づく規約その他の規程の制定又は改廃の届出の受理 (第14条第3号)
  - (5) 定款で定めた時期に総会又は総代会を開催できないときの届出の受理 (第14条第4号)
- 33 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法 (昭和54年法律第51号) に関する次のこと。
  - (1) 林業経営改善計画の認定 (振興局の区域内の計画に限る。) (第3条)
- 34 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令 (昭和54年政令第205号) に関する次のこと。
  - (1) 林業経営改善計画の変更 (振興局区域内の変更に限る。(農林水産大臣の定める軽微な変更を除く。)) の認定 (第1条)
  - (2) 林業経営改善計画の認定 (振興局が認定したものに限る。) の取消し (第1条)
- 35 林道等整備事業補助金交付要綱に関する次のこと。
  - (1) 補助事業についての軽易な変更の承認に関すること。(第8条)
  - (2) 用途の変更又は転用の承認 (開設後8年を経過したものに限る。)(第11条)
- 36 和歌山県木材業者等の登録に関する条例 (昭和45年和歌山県条例第14号) に関する次のこと。
  - (1) 木材業者、製材業者及びチップ業者の登録及び登録証の交付 (第3条、第5条第2項)
  - (2) 登録事項の変更の届出の受理 (第6条)
- 37 株式会社日本政策金融公庫林業関係資金 (公有林、わかやま森林と緑の公社が経営する造林及び他の所管区域にまたがる造林に係る林業基盤整備 (造林) 資金を除く。) の委嘱調査に関すること。
- 38 技術開発要請課題実証事業により取得した施設等の貸付け及び貸付期間の更新に関すること。
- 39 地すべり等防止法 (昭和33年法律第30号) に関する次のこと (農林水産省所管の区域に係るものに限る。)
  - (1) 地すべり防止工事に関する設計及び実施計画の協議 (第11条第2項)
  - (2) 工事の原因者に対する地すべり防止工事の施行命令 (第14条)
  - (3) 他人の土地への立入り及び一時使用 (第16条第1項)
- 40 治山事業実施に係る森林所有者等との施業協定等の締結に関すること。
- 41 森林環境保全整備事業及び次世代林業基盤づくり事業補助金の交付に関すること。
- 42 森林災害復旧事業の補助金の交付に関すること。
- 43 林業種苗法 (昭和45年法律第89号) に関する次のこと。
  - (1) 指定採取源の指定の通知及び解除の通知 (第5条、第9条)
  - (2) 指定採取源の保護又は管理に係る指示 (第6条第2項)
  - (3) 指定採取源の伐採の届出の受理 (第7条第3項)
  - (4) 生産事業者の登録及び登録証の交付 (第10条、第12条)
  - (5) 生産事業者の登録記載事項の変更等の届出の受理及び登録証の再交付 (第13条)
  - (6) 生産事業者の登録の取消し (第15条)
  - (7) 配布事業者の届出の受理 (第17条)
  - (8) 生産事業者及び配布事業者の表示義務等の違反に対する是正命令 (第19条)
  - (9) 指定採取源からの採取に係る種苗の証明 (第20条第1項、第2項)
  - (10) 指定採取源の所有者等及び生産事業者又は配布事業者からの報告の徴収 (第27条)
  - (11) 生産事業者又は配布事業者の監督処分 (第29条)
- 44 県有林事業の中間検査及び1件の金額2,000万円未満のものの検査に関すること。
- 45 県有林事業の委託又は請負に関すること。
- 46 和歌山県県有林事務規程 (昭和40年3月20日制定) に関する次のこと。
  - (1) 立木の処分に関すること。(第5条、第10条)
  - (2) 境界の明示に関すること。(第6条)
  - (3) 県有林地の使用及び障害木払下げの承認 (第7条)
  - (4) 県有林産物の無償障害木払下げの承認 (第9条)
  - (5) 売払産物に係る伐採承認及び物件引渡しの承認 (第12条第3項)

- (6) 搬出完了届の受理及び跡地検査に関する事 (第13条)。
- (7) 県有林作業小屋貸出の承認 (第15条)
- 47 県有林地上権設定契約の更新及び変更に関する事。
- 48 森林病虫害等の駆除による損失補償に関する規則 (昭和37年和歌山県規則第4号) に関する次のこと。
  - (1) 森林病虫害等防除事業損失補償に係る検査及び補償金の額の決定 (第3条)
- 49 林野火災予防対策事業 (防火管理道に限る。) の補助金の交付に関する事。
- 50 森林病虫害等防除事業の補助金の交付に関する事。
- 51 和歌山県林地開発事務取扱要領に規定する事務のうち振興局長の権限に属する事。
- 52 山村振興法 (昭和40年法律第64号) に関する次のこと。
  - (1) 農林漁業経営改善計画の認定 (第17条)
- 53 不動産登記法 (平成16年法律第123号) 及び入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律 (昭和41年法律第126号) に関する次のこと。
  - (1) 登記の嘱託
- 54 農林水産部森林・林業局林業振興課の所掌に係る補助事業についての補助金交付申請事項の軽易な変更の承認に関する事。
- 55 農林水産部森林・林業局林業振興課の所掌に係る農林漁業集落排水事業元利償還金助成交付金の交付に関する事。
- 56 県土防災対策治山事業に関する次のこと。
  - (1) 補助金の交付決定
  - (2) 補助事業の変更の承認
- 57 土地改良法 (昭和24年法律第195号) に関する次のこと。
  - (1) 援助技術吏員の選定 (第7条第5項、第47条第1項、第48条第9項、第84条、第95条第3項、第95条の2第3項、第96条、第96条の2第5項、第96条の3第5項、第96条の4)
  - (2) 専門技術者の調査委嘱 (県営土地改良事業に関するものについては、ため池等整備事業に係るものに限る。) (第8条第2項、第48条第9項、第87条第2項、第87条の3第6項、第95条第3項、第95条の2第3項、第96条の2第5項、第96条の3第5項)
  - (3) 県営土地改良事業 (県営農道整備を除く。) の計画変更に伴う国有地等の地区編入承認申請 (第87条の3第6項)
  - (4) 他人の土地への立入測量又は検査 (県営農道整備を除く。) (第118条)
  - (5) 県営土地改良事業 (県営農道整備を除く。) 施行のための障害物の移転等 (第119条)
  - (6) 急迫の場合の他人の土地の一時使用等 (県営農道整備を除く。) (第120条)
  - (7) 検査等の場合の損失の補償に係る協議等 (県営農道整備を除く。) (第121条第1項)
  - (8) 土地改良区 (受益面積100ヘクタール未満の土地改良区に限る。) の報告の徴収及び検査 (第132条第1項)
- 58 県営土地改良事業 (県営農道整備を除く。) 等により取得した県有財産の使用許可、形状変更許可及び工事施行承認に関する事。
- 59 県営土地改良事業 (県営農道整備を除く。) 等により取得した県有財産と民有地等との境界の明示確認に関する事。
- 60 換地計画を定める必要がある県営土地改良事業に関する次のこと。
  - (1) 権利者会議の招集
  - (2) 異種目換地、不換地等の指定
  - (3) 一時利用地の指定
  - (4) 使用及び収益の停止
  - (5) 換地処分
  - (6) 仮清算金等の徴収及び支払
  - (7) 登記
  - (8) 登記所への届出
- 61 小規模土地改良事業に係る補助金の交付決定に関する事。
- 62 農林漁業集落排水事業元利償還助成事業 (農業集落排水事業に限る。) に係る交付金の交付決定に関する事。
- 63 株式会社日本政策金融公庫法 (平成19年法律第57号) 別表第1の第8号のイの資金 (一般補助事業のうち県営事業に係るものを除く。) に関する事。
- 64 農林水産部施設災害復旧事業に関する次のこと。
  - (1) 事業計画の承認 (林道及び山村環境施設に限る。)
  - (2) 変更の承認 (農林水産大臣の承認を要するものを除く。)
- 65 海岸法 (昭和31年法律第101号) に関する次のこと (農地海岸に限る。)。)
  - (1) 海岸保全区域の占用許可 (第7条)
  - (2) 土石の採取の許可 (1件3,000立方メートル以上のものを除く。) (第8条第1項第1号)
  - (3) 国等が行う事業についての協議 ( (1) 又は (2) に規定する行為に係るものに限る。) (第10条第2項)

- (4) (1) 及び (2) の許可に係る行為の監督処分及び損失補償 (収用委員会への裁決申請を除く。)  
(第12条、第12条の2)
- (5) 海岸管理者以外の者の施行する工事の承認及び協議 (維持修繕に係るものに限る。)(第13条)
- (6) 兼用工作物の工事の施行等に係る協議 (第15条)
- (7) 海岸管理者以外の者の管理する海岸保全施設に関する監督 (第20条)
- (8) 海岸管理者以外の者の管理する海岸保全施設に係る措置命令 (第21条)
- 66 海岸法第8条第1項の規定による許可条件、第10条第2項及び第13条の規定による承認条件のうち  
工事期間又は採取期間の変更に関する事。
- 67 低コスト林業基盤整備サポート事業の補助金の交付に関する事。
- 68 紀州材需要拡大対策支援事業 (紀州材で建てる地域住宅支援及び公共施設整備等に限る。) の  
補助金の交付に関する事。
- 69 森林整備地域活動支援交付金の交付に関する事。
- 70 紀の国森づくり基金活用事業に関する次の事。  
(1) 応募申請書に対する意見書に関する事。  
(2) 補助金の交付に関する事。  
(3) 軽易な変更の承認に関する事。
- 71 住みよい山村集落総合対策事業の補助金の交付に関する事。
- 72 和歌山県森林簿等管理要領第7条第3項及び第8条第2項の規定による森林簿等の複製の交付に  
関する事。
- 73 市町村森林所有者情報整備事業の補助金の交付に関する事。
- 74 合板・製材生産性強化対策事業の補助金の交付に関する事。
- 75 次世代木材生産・供給システム構築事業の補助金の交付に関する事。
- 76 森林整備担い手安全対策支援事業の補助金の交付に関する事。
- 77 農林水産振興部所掌事業における検査及び現地調査に関する事。(和歌山県工事検査規程第4  
条に定めるものを除く。)

別表第3第1号の表建設部長の項専決事項の欄3、4及び5中「有田振興局地域振興部長」を「有田振興局  
農林水産振興部長」に改め、同欄15 (32) を同欄15 (33) とし、同欄15 (9) から同欄15 (31) までを同  
欄15 (10) から同欄15 (32) までとし、同欄15 (8) の次に次のように加える。

(9) 道路の占有に関する占有料の徴収 (第39条第1項)

別表第3第1号の表建設部長の項専決事項の欄46 (4) 中「第9条第1項、第15条第1項」を「第10条第1項、  
第16条第1項」に改め、同欄46 (5) 中「第13条第2項」を「第14条第2項」に改め、同欄46 (6) 中「第16  
条第1項」を「第17条第1項」に改め、同欄46 (7) 中「第17条第1項」を「第18条第1項」に改め、同欄46  
(8) 中「第20条第2項」を「第21条第2項」に、「第20条第1項」を「第21条第1項」に改め、同欄46 (9)  
中「第21条第1項」を「第22条第1項」に改め、同欄46 (10) 中「第22条」を「第23条」に改め、同欄46  
(11) 中「第25条第1項」を「第26条第1項」に改め、同欄50 (6) を同欄50 (7) とし、同欄50 (5) の次  
に次のように加える。

(6) 流域関連公共下水道の処理区域外からの流入の協議及び回答 (第12条)

別表第3第1号の表建設部長の項専決事項の欄53 (1) 中「承認」を「認定」に改め、同欄60 (1) 及び  
(2) を次のように改める。

(1) 要請の受理に関する事。(第4条第1項)

(2) 景観支障状態の建築物所有者等への指導 (第5条第1項)

別表第3第1号の表備考1中「、西牟婁振興局建設部近畿自動車道紀南高速事務所」を削り、同表備考に  
次のように加える。

3 「工事等」とは、和歌山県工事検査規程 (平成14年和歌山県訓令第21号) 第2条に定める「県工事  
等」をいう。

別表第3第2号の表有田振興局地域振興部長の項中「有田振興局地域振興部長」を「有田振興局農林水産  
振興部長」に改め、同表西牟婁振興局建設部紀南高速事務所長の項及び東牟婁振興局地域振興部長の項を  
削り、同表備考1中「農業土木工事、森林土木工事、漁港工事、漁港海岸工事、土木工事 (港湾工事 (和  
歌山下津港に係るものを除く。)) 及び都市公園法 (昭和31年法律第79号) 第2条第2項の規定による公園施  
設の維持管理及び整備に係る工事 (海草振興局管内に係るものに限る。)) を含む。)、その他これらに類

する工事並びに当該工事に係る調査、測量、設計及び監理の業務の委託及び換地処分業務の委託」を「和歌山県工事検査規程（平成14年和歌山県訓令第21号）第2条に定める「県工事等」」に改める。

別表第4中「看護部長個別専決事項」を「部長個別専決事項」に改め、同表院長の項専決事項の欄2中「職員の週休日の」を「院長、副院長、事務局長、部長又は医師の週休日の」に改め、同欄3中「職員の」を「院長、副院長、事務局長又は部長の」に改め、同欄5から7までの規定中「職員」を「院長、副院長、事務局長、部長又は医師」に改め、同欄10（6）を同欄10（7）とし、同欄10（5）の次に次のように加える。

(6) 事案の移送（第32条の3）

別表第4事務局長の項専決事項の欄13中「看護部」を「事務局」に、「を除く」を「に限る」に改め、同欄13を同欄14とし、同欄12を同欄13とし、同欄11を同欄12とし、同欄8から10までを削り、同欄7中「職員」を「所属の職員」に改め、同欄7を同欄11とし、同欄6中「職員」を「所属の職員」に改め、同欄6を同欄10とし、同欄5中「職員」を「所属の職員」に改め、同欄5を同欄9とし、同欄4を同欄8とし、同欄3中「職員」を「所属の職員」に改め、同欄3を同欄7とし、同欄2を同欄6とし、同欄1中「職員に」を「所属の職員に」に改め、同欄1を同欄5とし、同欄に同欄1から4までとして次のように加える。

- 1 所属の事務に係る照会、回答、通知、進達等に関する事。
- 2 所属の事務に係る許可、届出等に関する書類の受理及び進達に関する事。
- 3 所属の事務に係る申請、届出、報告等の受理及び提出に関する事。
- 4 事実に関する証明並びに謄本及び抄本の交付に関する事。

別表第4看護部長の項中「看護部長」を「部長」に改め、同項専決事項の欄6中「病院」を「所属」に改め、同欄6を同欄9とし、同欄5を同欄8とし、同欄4を同欄7とし、同欄3中「（看護部長を除く。以下同じ。）」を削り、同欄3を同欄6とし、同欄2を同欄5とし、同欄1中「の職員」の次に「（医師を除く。以下同じ。）」を加え、同欄1を同欄4とし、同欄に同欄1から3までとして次のように加える。

- 1 所属の事務に係る照会、回答、通知、進達等に関する事。
- 2 所属の事務に係る許可、届出等に関する書類の受理及び進達に関する事。
- 3 所属の事務に係る申請、届出、報告等の受理及び提出に関する事。

別表第5工業技術センター所長の項専決事項の欄6中「和歌山県職員勤務発明規程」を「和歌山県職務発明規程」に改め、同欄6（1）中「及び権利承継の決定（特許権の承継に関する決定を除く。）」を「等」に改め、同欄6（3）中「職務発明」を「職務発明等」に、「勤務発明」を「発明等」に改め、同欄6（5）中「勤務発明審査会」を「発明審査会」に改める。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

和歌山県訓令第5号

庁中一般  
各地方機関

旅券事務長設置に伴う事務決裁等の特別取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

旅券事務長設置に伴う事務決裁等の特別取扱規程の一部を改正する訓令

旅券事務長設置に伴う事務決裁等の特別取扱規程（平成7年和歌山県訓令第32号）の一部を次のように改正する。

第1条中「文化国際課旅券班」を「国際課旅券班」に改める。

第4条中「文化国際課旅券班長」を「国際課旅券班長」に改める。

別表中「第4条」を「第4条第1項」に、「文化国際課」を「国際課」に改める。



附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

和歌山県訓令第6号

庁 中 一 般  
各 地 方 機 関

検査・技術支援課分室長の事務決裁等の特別取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

検査・技術支援課分室長の事務決裁等の特別取扱規程の一部を改正する訓令

検査・技術支援課分室長の事務決裁等の特別取扱規程（平成25年和歌山県訓令第9号）の一部を次のように改正する。

別表1を次のように改める。

1 和歌山県工事検査規程（平成14年和歌山県訓令第21号）に関する次のこと。

- (1) 検査要求書の受理（第5条）
- (2) 検査結果の復命の受理（第10条）
- (3) 現地調査修補完了報告書の受理及び現地調査修補通知（第13条）

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。